土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使 用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」(別記。以下「つーチャン」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

- 第2条 何人もつーチャンを使用することができる。ただし、次の各 号のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1)営利を目的とする場合(第4条の規定により市長が使用を認めたときを除く。)
 - (2) 市の信用を害し、若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれのある場合
 - (3)自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合又はそのおそれのある場合
 - (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (5)特定の個人,政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え,又は与えるおそれのある場合
 - (6)前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適当と市長が 認めた場合

(使用上の遵守事項)

- 第3条 つーチャンを使用する者は,次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) つーチャンの色、形等を正しく使用し、デザインの改変等をしないこと。
 - (2) つーチャンを使用する際には、必ずつーチャンの直下又はその 直近に「土浦市イメージキャラクターつーチャン」又は著作権者 を表象する記号を用いて「©土浦市」と付記すること。

(使用申請等の手続)

第4条 営利を目的としてつーチャンを使用しようとする者は、土浦市つーチャン(使用・使用更新)申請書(様式第1号)に必要な書

類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2条各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、つーチャンの使用の承認(以下「使用承認」という。)をするものとする。
- 3 使用承認の期間は、2年を限度とする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、使用承認を したときは土浦市つーチャン(使用・使用更新)承認通知書(様式 第2号)を、使用承認をしなかったときは土浦市つーチャン(使用・ 使用更新)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により使用承認をした場合において、必要があると認めるときは、当該使用承認をした者につーチャンの仕様に係る資料を提供するものとする。

(使用承認者の遵守事項)

- 第5条 前条第3項の規定によりつーチャンの使用承認を受けた者 (以下「使用承認者」という。)は、第3条に掲げるの事項のほか、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された用途のみに使用すること。
 - (2)四半期ごとに土浦市つーチャン使用商品等販売状況報告書(様式第4号)を提出すること。

(使用更新等の手続)

- 第6条 使用承認者は、使用承認(第4項の使用更新承認を含む。) を受けた期限を超えてつーチャンの使用を継続しようとするとき は、当該期限の2か月前までに土浦市つーチャン(使用・使用更新) 承認更新申請書に必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を 受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2 条各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、つー チャンの使用の更新の承認(以下「使用更新承認」という。)をす るものとする。
- 3 第4条第3項の規定は,使用更新承認の期間に準用する。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、使用更新承認をしたときは土浦市つーチャン(使用・使用更新)承認通知書を、使用更新承認をしなかったときは土浦市つーチャン(使用・使用更

新) 不承認通知書を交付するものとする。

(使用内容の変更承認の手続)

- 第7条 使用承認者が,使用承認された内容を変更しようとするときは,あらかじめ,土浦市つーチャン使用内容変更申請書(様式第5号)により市長に申請し,その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条 各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、つーチャンの使用内容の変更の承認(以下「変更承認」という。)をするものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を行った使用承認者に対し、変 更承認をしたときは土浦市つーチャン使用内容変更承認通知書(様 式第6号)を、当該変更承認をしなかったときは土浦市つーチャン 使用内容変更不承認通知書(様式第7号)を交付するものとする。 (権利設定の禁止)
- 第8条 つーチャンを使用する者及び使用承認者は、商標法(昭和3 4年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第 125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに 設定又は登録してはならない。

(権利義務の第三者への譲渡等の禁止)

第9条 使用承認者は、その使用承認によって生じる権利及び義務を 第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違 反 等 に 対 す る 取 扱 い)

- 第10条 市長は、つーチャンを使用している者が第3条に掲げる事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求又はその使用に必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。
- 2 前項の規定により市長から請求等を受けた者は、直ちにその請求 等に従わなければならない。
- 3 市長は、使用承認者が、第5条に掲げる事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その使用承認を取り消すことができる。
- 4 市長は、前2項により使用承認を取り消した者に対して、土浦市 つーチャン使用承認等取消通知書(様式第8号)を速やかに交付し なければならない。

5 市長は、前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が 生じても、その責めを負わない。

(準用)

第11条 第5条,第8条,第9条及び前条(第1項及び第2項を除 く。)の規定は、使用更新承認及び第6条第4項の規定により変更 承認を受けた者について準用する。

(台帳の整備)

第12条 市長は、土浦市つーチャン使用台帳(様式第9号)を整備 し、使用承認、使用更新承認、変更承認、使用承認の取消しその他 の事由に係る事項を記載する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年11月4日から施行する。

別記(第1条関係)



(提出先) 土浦市長

使用者 氏名又は名称 代表者氏名 (法人又)担体のみ) 住所又は所在地 担当者名 (法人又)担体のみ) 連絡先電話番号 E - mail

土浦市つーチャン (使用・使用更新) 承認申請書

つーチャンを使用したいので、土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

使 用 方 法	□ 商 品 □ パッケージ□ その他()
使用(使用更新) 予 定 期 間	年月日~ 年月日
使用する商品等の品種・種類	
商品名等	
販売予定額等	単 価 円 販売数量 円
販 路 等	□ 百貨店□ スーパー□ 専門店・量販店□ その他()
添 付 書 類	

備考 次に掲げる書類その他市長が指定する書類を添付してください。

- (1) 使用申請時 企画書 (レイアウト,スケッチ,原稿等)
- (2) 使用更新申請時 商品等の写真

様式第2号(第4条・第6条関係)

(承認番号) 年 月 日

殿

土浦市長

土浦市つーチャン(使用・使用更新)承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました, つーチャンの(使用・使用更新)については, 下記のとおり承認したので, 土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱(第4条第4項・第6条第4項)の規定により通知します。

記

- 1 (使用·使用更新) 承認期間
- 2 使用更新の対象となった使用承認書(使用更新の場合のみ) 年 月 日付け(承認番号)
- 3 使用承認又は使用更新の条件等
- (1) つーチャン(使用・使用更新)申請書に記載された内容どおり に使用すること。
- (2) 土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使 用要綱の規定を遵守すること。
- (3)送付されたつーチャンの資料(データ)は、他に不正使用されないように厳重に管理すること。
- (4)送付されたつーチャンの資料(データ)は、使用に要する処理 が終了したときは、速やかに処分又は消去し、その旨を書面に より市に報告すること。
- (5) つーチャンの使用に必要となる資料 (データ) は, つーチャン (使用・使用更新) 申請書に記入された E-mail アドレスに添付 して送付します。

殿

土浦市長

土浦市つーチャン使用不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたつーチャンの使用については、下記のとおり不承認としたので土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱(第4条第4項・第6条第4項)の規定により通知します。

記

不承認理由

(提出先) 土浦市長

使用者 氏名又は名称 代表者氏名 (法人又は団体のみ) 住所又は所在地 担 当 者 名 (法人又は団体のみ) 連絡先電話番号 E - mail

土浦市つーチャン使用商品等販売状況報告書

年 月 日付け(承認番号)で使用承認を受けたつーチャンの使用に係る商品の 年 月 日から 年 月 日までの販売状況等について、土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

使	用	方	法		品 (パック	ァージ	;)
商品等	等の占	品種•	種類								
商	品	名	等								
使用	(販売	売等)	期間	年	月	日~		年	月	日	
販う	売 総	窓 額	等	価 数量 総額				円円			
販	F	各	等			ロ ス : 販店			_	コンビ	`=)

(提出先) 土浦市長

> 申請者 名 称 住所 (所在地) 代表者名 担当者名 連絡先 E-mail

土浦市つーチャン使用内容変更申請書

年 月 日付け(承認番号)で使用承認を受けたつーチャンの使用内容について,次のとおり変更したいので土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱第7条第1項の規定により申請します。

変更前	
変更後	

殿

土浦市長

土浦市つーチャン使用内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました, つーチャンの使用内容の変更については, 土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱第7条第2項の規定により下記のとおり承認します。

記

- 1 使用内容の変更を承認する事項
- 2 使用内容の変更の対象となった使用承認書(使用更新の場合のみ) 年 月 日付け(承認番号)
- 3 使用内容の変更承認の条件等
- (1) つーチャン使用内容変更申請書に記載された内容どおりに使用すること。
- (2) 土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱の規定を遵守すること。

殿

土浦市長

土浦市つーチャン使用内容変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたつーチャンの使用内容の変更については、下記の理由により不承認としたので、土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

不承認理由

平成 年 月 日

殿

土浦市長

土浦市つーチャン使用承認等取消通知書

年 月 日付け(承認番号)で通知をしたつーチャンの(使用承認・変更承認)については、下記の理由によりこれを取り消したので、土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター「つーチャン」使用要綱(第10条第4項・第11条)の規定に基づきます。

記

取消理由

土浦市つーチャン使用台帳

番号	承認日	承認番号	使 用 者 (名称・所在地等)	更新承認日 及び承認番号	変 更 承 認 日 及び承認番号	備考